

支部等運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、社団法人相模原法人会（以下「この法人」という）定款第36条の規定に基づき支部の運営についての組織等を定めるものであり、円滑な支部組織の運営を行うことを目的とする。

(会員)

第2条 この法人の会員は、その事業所を管轄する支部に所属する。

2 この法人の会員は、前項支部内に地区を設置する場合は、その事業所を管轄する地区に所属する。

第2章 支部

(支部の設置)

第3条 この法人の支部は、別表に掲げるところにより設置する。

(支部の所在地)

第4条 支部は、支部長が勤務する事業所に事務所を置く。

(支部役員の設置)

第5条 支部に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 5名以内

2 支部長は、理事の中から、理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。

3 副支部長は、管轄支部に所属する地区長がこれに当たる。支部に地区を置かない場合は、支部役員会において、理事のうちから選任する。

4 地区を置かない場合は、支部役員会において、会員のうちから支部役員として会計幹事、幹事を20名以内置くことができる。

5 前項の役員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

(支部役員の職務)

第6条 支部長は、支部を代表し、支部業務を統轄し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 管轄地区長に対する連絡及び調整

(2) 管轄地区が行う事業の調整

(3) 他の支部、友誼団体、関係官庁等との連絡及び協議

(4) その他理事会において決議された事項

2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があった場合には、あらかじめ決定した順位の者が、支部長に代わって支部を代表する。

(支部役員会の招集及び組織)

第7条 支部長は、前条に定める職務を遂行するため、必要に応じて支部役員会を招集する。

- 2 支部役員会は、第5条第1項及び第4項の支部役員並びに第9条第1項第1号ないし第3号の地区役員をもって組織する。
- 3 この法人の理事及び監事は、支部役員会に出席して意見を述べることができる。

第3章 地区

(地区の設置)

第8条 この法人は、支部の中に地区を置くことができる。

- 2 この法人の地区は、別表に掲げるところにより設置する。

(地区役員の設置)

第9条 地区に次の役員を置くことができる。

- (1) 地区長 1名
- (2) 副地区長 5名以内
- (3) 会計幹事 1名
- (4) 幹事 20名以内

- 2 地区長は、理事の中から、理事会において選任し、会長がこれを委嘱する。
- 3 その他第1項第2号から第4号に掲げる役員は、地区役員会において、管轄地区に所属する会員のうちから選任する。

(地区役員の任期)

第10条 地区役員のうち地区長を除く役員の任期は、選任後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

(地区役員の職務)

第11条 地区長は、地区を代表し、地区業務を統轄する。

- 2 副地区長は、地区長を補佐し、地区長に事故があった場合には、あらかじめ決定した順位の者が、地区長に代わって地区を代表する。
- 3 会計幹事は、地区の会計帳簿を管理、保管する。
- 4 幹事は、地区の業務を担当する。

(地区役員会の招集及び組織)

第12条 地区長は、必要に応じて地区役員会を招集する。

- 2 地区役員会は、第9条に定める地区役員の全員をもって組織する。
- 3 この法人の理事及び監事は、地区役員会に出席して意見を述べることができる。

第4章 役員会の議事

(議長)

第13条 役員会の議長は、支部長及び地区長がこれに当たる。

2 支部長及び地区長が欠けたとき又は支部長及び地区長に事故があるときは、支部役員及び地区役員の中から役員会において選任する。

(定足数及び議事)

第14条 役員会は、役員の過半数の出席で成立する。

2 役員会はこの法人の支部運営及び地区運営に関する事項のうち、理事会の決定により付議された事項について、審議する。

(議事録)

第15条 役員会の議事については、書面をもって別表に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(議事の経過の報告)

第16条 議長は、欠席した役員に対して、書面又は電磁的方法をもって議事の経過の概要を遅滞なく報告するものとする。

2 役員会の議事の概要は、理事会に報告しなければならない。

第5章 事業計画及び収支予算

(事業計画及び収支予算)

第17条 支部及び地区は、分掌された事業の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の前月の理事会までに、支部長及び部会長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第6章 事業報告及び収支決算

第18条 支部及び地区は、分掌された事業の事業報告書、収支決算書については、毎事業年度終了後の直近の理事会までに、支部長及び地区長が作成し、当該理事会の承認を受けなければならない。

第7章 雑則

(疑義を生じた場合)

第19条 この規則に疑義を生じた場合には、理事会が決定する。

(改 廃)

第20条 この規則の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。

議事録記載事項

別表

- 1 開催された日時及び場所
- 2 議事の経過の要領及びその結果
- 3 役員会に出席した役員の氏名
- 4 議長の氏名
- 5 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名